

見 積 競 争 の 公 告

国立大学法人筑波大学において、次のとおり見積競争を実施します。

1. 見積競争に付する事項

- (1) 件 名 アミロイドMS受託分析試験サービス
- (2) 業 務 内 容 仕様書のとおり
- (3) 契 約 期 間 契約締結日～令和6年3月15日
- (4) 業 務 場 所 仕様書のとおり

2. 仕様書等関係書類交付方法

仕様書等関係書類は、本公告に添付する。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 場 所 茨城県つくば市天王台一丁目1番1
国立大学法人筑波大学財務部契約課
- (2) 連 絡 先 (担当)折戸 尚美 電話番号 029-853-4569
- (3) 見積書提出期限 令和6年1月11日 14時00分
見積競争結果については、電話等により行う。

4. 見積の方法

- (1) 国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準を熟知し、仕様書及び契約条項を承諾のうえ、見積るものとする。
- (2) 見積金額は、分析検体の予定数量に単価を乗じて得た額の総額及び本業務を行うにあたって必要となる経費の総額の合計を見積もるものとする。なお、分析検体においては、単価契約とする。
- (3) 契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額で見積るものとする。

5. 見積競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程（以下「規程」という。）第46条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 規程第47条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和5年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること、又は当該資格を有しない者であって、過去1年以内に本学との取引実績を有する者であること。
- (4) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

6. 契約の方式

- (1) 最低価格の見積書を提出した者及び次順位者を契約予定者として、価格交渉を行う。

(2) 契約予定者との価格交渉により、本学の希望価格の範囲内において最低価格を提示した契約予定者を契約の相手方とし、契約金額を決定する。

以 上

令和5年12月28日

国立大学法人筑波大学
契約担当役
財務担当副学長 奈良 哲

見積書提出の注意事項

- 1 見積書提出期限 令和6年1月11日 14時00分
(郵便(書留郵便に限る。)又は宅配便(以下、「郵送等」という。)で
発送する場合には提出期限までに必着のこと)
提出場所 〒305-8577
茨城県つくば市天王台一丁目1番1
国立大学法人筑波大学財務部契約課 折戸 尚美
電話番号: 029-853-4569
- 2 見積書作成の注意
 - (1) 見積金額は算用数字を用いて明確に記入すること。
 - (2) 住所氏名を記入し押印すること。
 - (3) 日付を必ず記入すること。
- 3 上記注意事項に適合しない見積書は無効とすることがある。
- 4 契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- 5 いったん提出された見積書は引換え、変更、取消しをすることができない。
- 6 この契約に必要な細目は、以下によるものとする。
 - ・国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-ho-kisoku/s-03/>
 - ・役務提供契約基準
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/#kijun>

仕様書

1. 件名 アミロイド MS 受託分析試験サービス
2. 規格 株式会社島津テクニサーチ
アミロイドMS受託解析サービス
3. 予定数量 分析検体:109検体 検量線作成用検体:12検体(固定)
4. 契約期間 契約日～令和6年3月15日
5. 納入場所 国立大学法人筑波大学高細精医療イノベーション棟418
体育系研究室
6. 納品物 受託者は契約期間内に下記を納品し、検収を受けること。
① 紙媒体の報告書 1部
② CD-R(電子データ)
7. 支払い 業務終了後、適法な請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。本契約は出来高払いとし、契約期間分の実施件数を取りまとめて請求し、請求書は国立大学法人筑波大学財務部契約課に送付するものとする。
8. その他
 - ① サンプル又はヒト血漿サンプルの受渡方法については、担当者と事前に調整すること。なお、本学からのサンプル送付費用については、本契約に含めないものとする。
 - ② 本業務において得られた全ての知的財産権は、委託者(筑波大学)に帰属する。本業務において得られた情報も含め担当者の許可なく第三者へ漏洩しないこと。
 - ③ 進捗状況の報告など、随時担当者と相談しながら進めること。
 - ④ 分析検体の予定数量は見込みであり、実際の依頼件数は増減する可能性がある。
 - ⑤ この契約に必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。
 - ⑥ その他詳細については、本学担当職員の指示によるものとする。